
参 考 編

1. 財産評価明細書
2. 奥行価格補正率表等
3. 奥行価格補正率表等
(学習用)

1. 財産評価明細書

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署 年分 ページ

所在地番		()		所有者		住所(所在地)		氏名(法人名)		使用者		住所(所在地)		氏名(法人名)		
地目		地積		路線				地形図及び参考事項								
宅地		山林雑種地		正面		側方		側方		裏面		面積		円		
間口距離		m		利用区分		自用地		私道		借地権		地区区分		ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区		
奥行距離		m		貸宅地		貸家建付地		借地権		借地権		地区区分		普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区		
土地	自用	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) (1㎡当たりの価額) 円 A														
		2 二路線に面する宅地 (A) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率] (1㎡当たりの価額) 円 B														
		3 三路線に面する宅地 (B) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率] (1㎡当たりの価額) 円 C														
		4 四路線に面する宅地 (C) [側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率] (1㎡当たりの価額) 円 D														
	平方	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率) (1㎡当たりの価額) 円 E														
		5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ (1㎡当たりの価額) 円 F														
	当	6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※ (1㎡当たりの価額) 円 G														
		7 無道路地 (F又はGのうち該当するもの) (※) (1㎡当たりの価額) 円 H														
	額	8-1 がけ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (AからHまでのうち該当するもの) (がけ地補正率) (1㎡当たりの価額) 円 I														
		8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 特別警戒区域補正率※ (1㎡当たりの価額) 円 J														
9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) (控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入)) (1㎡当たりの価額) 円 K																
10 私道 (AからKまでのうち該当するもの) 円 L																
自用	自用1平方メートル当たりの価額 (AからLまでのうちの該当記号)		地積		総額 (自用1㎡当たりの価額) × (地積)		額		円		円		円		円	
評価	()		円		㎡		円		円		円		円		円	

(平成三十一年一月分以降用)

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 「がけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合については、8-1の「がけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

セットバックを 必要とする 宅地の評価額	(自用地の評価額) \times (自用地の評価額) \times $\left(\frac{\text{(該当地積)} \text{ m}^2}{\text{(総地積)} \text{ m}^2} \times 0.7 \right)$	(自用地の評価額) 円	N
都市計画道路 区域の宅地 の内の評価額	(自用地の評価額) \times 0. (補正率)	(自用地の評価額) 円	O
大規模工場 用地等	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) (地積) $\text{m}^2 \times$ (地積が20万 m^2 以上の場合は0.95)	円	P
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) \times (1 m^2 当たりの の造成費) (地積) (円 \times $\text{m}^2 \times 0.6$) - (円 \times m^2)	円	Q

(平成三十一年一月分以降用)

	利用区分	算式	総額	記号
総額 計 算 に よ る 価 額	貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 \times (1- 0.)	円	R
	貸家建付地	(自用地の評価額又はT) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 \times (1- 0.) \times 0. \times $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	S
	(目的 と な る 土 地 の 権 利)	(自用地の評価額) (割合) 円 \times (1- 0.)	円	T
	借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 \times 0.	円	U
	貸家建付権	(U, AB のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) () 円 \times (1- 0.) \times $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	V
	転貸借地権	(U, AB のうちの該当記号) (借地権割合) () 円 \times (1- 0.)	円	W
	転借権	(U, V, AB のうちの該当記号) (借地権割合) () 円 \times 0.	円	X
	借家入りの権利	(U, X, AB のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) () 円 \times 0. \times $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	Y
	() 権	(自用地の評価額) (割合) 円 \times 0.	円	Z
	権利が競合する場合 他の競合する権利と	(R, T のうちの該当記号) (割合) () 円 \times (1- 0.)	円	AA
	(U, Z のうちの該当記号) (割合) () 円 \times (1- 0.)	円	AB	
備考				

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

F D 3 5 5 0

被相続人

1 特例の適用にあたっての同意
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取引した全ての人の氏名を記入します。
 私（私）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名			
----	--	--	--

(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細
 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取引した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。
 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等〔限度面積要件〕を満たす宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④× $\frac{30}{100}$)の価額
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④-⑦)
<input type="checkbox"/>		① []	⑤ [] m ²
		② []	⑥ [] 円
		③ [] m ²	⑦ [] 円
		④ [] 円	⑧ [] 円
<input type="checkbox"/>		① []	⑤ [] m ²
		② []	⑥ [] 円
		③ [] m ²	⑦ [] 円
		④ [] 円	⑧ [] 円
<input type="checkbox"/>		① []	⑤ [] m ²
		② []	⑥ [] 円
		③ [] m ²	⑦ [] 円
		④ [] 円	⑧ [] 円
<input type="checkbox"/>		① []	⑤ [] m ²
		② []	⑥ [] 円
		③ [] m ²	⑦ [] 円
		④ [] 円	⑧ [] 円

⑨ ①欄の「[]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
 ⑩ 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸付割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。
 ⑪ 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。
 ⑫ ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

※ 税務署整理欄	年分	名簿番号	申告年月日	一連番号	グループ番号	補完
----------	----	------	-------	------	--------	----

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

第11・11の2表の付表1(続)(令和2年4月分以降用)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1）

被相続人

第11・11の2表の付表1（別表1）（令和2年4月分以降用）

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します（注2）。
 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
 （注）1 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
 2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用の供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を使用してください。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額
 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
 (2) 上記2に該当する場合には、⑩欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		
	面積（㎡）	評価額（円）
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑧
B ①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時に継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑩
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑪
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑫
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額
 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
 (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
 (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
 (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
 (4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	④持分割合		/			
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×④	⑧×④				
B	③×④	⑨×④				
C	④×④	⑩×④				
D	⑤×④	⑪×④				
E	⑥×④	⑫×④				
F	⑦×④	⑬×④				

宅地等の取得者氏名	⑤持分割合		/			
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑤	⑧×⑤				
B	③×⑤	⑨×⑤				
C	④×⑤	⑩×⑤				
D	⑤×⑤	⑪×⑤				
E	⑥×⑤	⑫×⑤				
F	⑦×⑤	⑬×⑤				

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1の2）

被相続人

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。
 なお、この計算明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。
 （注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

第11・11の2表の付表1（別表1の2）（令和2年4月分以降用）

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額			
宅地等の所在地		①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
		配偶者居住権に基づく敷地利用権	居住建物の敷地の用に供される土地
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	④ <small>（1次相続の場合は0としてください）</small>
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑤
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時点において継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑥ <small>（1次相続の場合は0としてください）</small>
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑦
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑧
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑨

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額						
i 配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名						
1 利用区分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）		
面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）		
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）		
A	$② \times \frac{⑤}{⑧+⑩}$	③				
B	$④ \times \frac{⑤}{⑧+⑩}$	⑨				
C	$④ \times \frac{⑥}{⑧+⑩}$	⑩				
D	$⑤ \times \frac{⑥}{⑧+⑩}$	⑪				
E	$⑥ \times \frac{⑥}{⑧+⑩}$	⑫				
F	$⑦ \times \frac{⑥}{⑧+⑩}$	⑬				
ii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		⑭持分割合		/		
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）		
面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）		
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）		
A	$② \times \frac{⑬}{⑧+⑩} \times ⑭$	⑭ × ⑭				
B	$④ \times \frac{⑬}{⑧+⑩} \times ⑭$	⑮ × ⑭				
C	$④ \times \frac{⑭}{⑧+⑩} \times ⑭$	⑯ × ⑭				
D	$⑤ \times \frac{⑭}{⑧+⑩} \times ⑭$	⑰ × ⑭				
E	$⑥ \times \frac{⑭}{⑧+⑩} \times ⑭$	⑱ × ⑭				
F	$⑦ \times \frac{⑭}{⑧+⑩} \times ⑭$	⑲ × ⑭				
iii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		⑳持分割合		/		
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）		
面積（㎡）		面積（㎡）		面積（㎡）		
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）		
A	$② \times \frac{⑱}{⑧+⑩} \times ⑳$	⑳ × ⑳				
B	$④ \times \frac{⑱}{⑧+⑩} \times ⑳$	㉑ × ⑳				
C	$④ \times \frac{㉒}{⑧+⑩} \times ⑳$	㉒ × ⑳				
D	$⑤ \times \frac{㉒}{⑧+⑩} \times ⑳$	㉓ × ⑳				
E	$⑥ \times \frac{㉒}{⑧+⑩} \times ⑳$	㉔ × ⑳				
F	$⑦ \times \frac{㉒}{⑧+⑩} \times ⑳$	㉕ × ⑳				

特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細	被相続人
<p>○ この表は、特定事業用宅地等として小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受けようとする宅地等のうち特定宅地等（相続開始前3年以内に新たに被相続人等^(注1)の事業^(注2)の用に供されたものをいいます。以下同じです。）、^(注3)が含まれる場合に、その特定宅地等に係る事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上のものであることを判定するために使用します。</p> <p>○ 特定宅地等が複数ある場合には、特定宅地等ごとに作成します。</p> <p>(注) 1 被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいいます。 2 租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する事業をいいます。 3 平成31年3月31日以前に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等は、特定宅地等には含まれません。</p>	

1 相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等の明細			
(注) 「②①の宅地等の面積」欄は、その宅地等が数人の共有に属していた場合には、被相続人が有していた持分に応ずる面積を記入してください。			
①特定宅地等を含む一の宅地等の所在地		②①の宅地等の面積	㎡
③事業主宰者の氏名	被相続人・生計一親族（いずれかに○）	④③の特定宅地等に係る事業内容	
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	相続開始時の価額（円）
⑤	②のうち④の事業の用に供されていた宅地等		
⑥	⑤のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（特定宅地等）[事業の用に供された日：平成・令和 年 月 日]		A

2 1④の事業の用に供されていた減価償却資産の明細等								
(注) 1 記入の対象となる減価償却資産は、1④の事業の用に供されていた次に掲げるもののうち1③の事業主宰者が有していたものに限ります。								
(1) 1⑥の宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物								
(2) 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産で1⑥の宅地等の上で行われる1④の事業に係る業務の用に供されていたもの（(1)を除きます。）								
2 「①相続開始時における価額」欄は、減価償却資産が数人の共有に属していた場合には、1③の事業主宰者が有していた持分に応ずる価額を記入してください。								
3 「②事業専用割合」欄は、減価償却資産のうち1④の事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、1④の事業の用に供されていた部分の割合を記入してください（それ以外の場合には、「 $\frac{1}{1}$ 」と記入してください。）。								
種類	細目	利用区分等	所在場所等	数量	単価	① 相続開始時 における価額	② 事業専用 割合	③ (①×②)
				固定資産税 評価額	倍数			
						円	—	円
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
計								B

3 1④の事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上の事業であることの判定	
$(B \text{ 円} \div A \text{ 円}) \times 100 = \text{ } \cdot \text{ } \%$	15%未満になった場合には、1⑥については特例適用不可

(令2.7) (資4-20-12-3-8-A4統一)

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林
市街地周辺農地 市街地原野

(平成十八年分以降用)

所在地番			
現況地目		① 地積	㎡
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番		
	② 評価額の計算内容	③ (評価額) 円	
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④ 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容	⑤ (評価額) 円	

宅地造成費の計算	平地	整地費	(整地を要する面積) (1 ㎡当たりの整地費) ㎡ × 円	⑥	円	
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 ㎡当たりの伐採・抜根費) ㎡ × 円	⑦	円	
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1 ㎡当たりの地盤改良費) ㎡ × 円	⑧	円	
	平坦	土盛費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 ㎡当たりの土盛費) ㎡ × m × 円	⑨	円	
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 ㎡当たりの土止費) m × m × 円	⑩	円	
		合計額の計算	⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	⑪	円	
			1 ㎡当たりの計算	⑪ ÷ ①	⑫	円
	傾斜地	傾斜度に係る造成費	(傾斜度) 度	⑬	円	
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 ㎡当たりの伐採・抜根費) ㎡ × 円	⑭	円	
		1 ㎡当たりの計算	⑬ + (⑭ ÷ ①)	⑮	円	

市街地農地等の評価額	(⑤ - ⑫ (又は ⑮)) × ① (注) 市街地周辺農地については、さらに0.8を乗ずる。	円
------------	--	---

- (注) 1 「②評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等については、評価の基とした宅地の固定資産税評価額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等については、その市街地農地等が宅地である場合の画地計算の内容を記載してください。なお、画地計算が複雑な場合には、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を使用してください。
- 2 「④評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等について、「③評価額」欄の金額と「⑤評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等については記載の必要はありません。
- 3 「傾斜地の宅地造成費」に加算する伐採・抜根費は、「平坦地の宅地造成費」の「伐採・抜根費」の金額を基に算出してください。

(資4-26-A4統一)

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

平成三十年一月一日以降用

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

会社名	(電話)		本店の地			
代表者氏名			事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比
課税時期	年	月				%
直前期	自	年		月		
	至	年	月			
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。		
判定要素(課税時期現在)の株式等所有状況	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	④株式数(株式の種類)	⑤議決権数	⑥議決権割合(⑤/④)
		納税義務者		株	個	%
				筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合)		
				50%超の場合		
				30%以上50%未満の場合		
			30%未満の場合			
			50%超			
			30%以上			
			15%以上			
			同族株主等			
			50%未満			
			30%未満			
			15%未満			
			同族株主等(配当還元方式)			
			同族株主等以外の株主(配当還元方式)			
「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑥の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。						
2. 少数株式所有者の評価方式の判定						
項目		判定内容				
氏名						
⑦役員		である(原則的評価方式等)・でない(次の⑧へ)				
⑧納税義務者が中心的な同族株主		である(原則的評価方式等)・でない(次の⑨へ)				
⑨納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)		がいる(配当還元方式)・いない(原則的評価方式等)				
自己株式						
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数		②				
筆頭株主グループの議決権の合計数		③				
評価会社の発行済株式又は議決権の総数		④				
		100				
判定		原則的評価方式等・配当還元方式				

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名 _____

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模（Lの割合）の判定									
項 目		金 額			項 目		人 数		
直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円			直前期末以前1年間 における従業員数		[従業員数の内訳] [継続勤務従業員] [継続勤務従業員以外の従業員] (人) + _____ (時間) 1,800時間		
直前期末以前1年間の取引金額		千円							
① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分					70人以上の会社は、大会社(㊸及び㊹は不要)				
					70人未満の会社は、㊸及び㊹により判定				
㊸ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分		
総資産価額(帳簿価額)		従業員数		取引金額					
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社		
4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	0.90		中
20億円未満	15億円未満	15億円未満		30億円未満	20億円未満	15億円未満			
2億円以上	2億5,000万円以上	2億5,000万円以上	20人超	3億5,000万円以上	2億5,000万円以上	2億円以上	0.75		会
4億円未満	5億円未満	5億円未満	35人以下	7億円未満	5億円未満	4億円未満			
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60		社
2億円未満	2億5,000万円未満	2億5,000万円未満	20人以下	3億5,000万円未満	2億5,000万円未満	2億円未満			
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社		
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、㊸欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と㊹欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
大会社		中 会 社		小 会 社					
		L の 割 合							
		0.90 0.75 0.60							
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項									

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成三十年一月一日以降用)

1. 比準要素数1の会社		判 定 要 素						判 定 基 準	①欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、②欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) ・ でない(非該当)			
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素							
		第4表の⑥の金額	第4表の⑦の金額	第4表の⑧の金額	第4表の⑨の金額	第4表の⑩の金額	第4表の⑪の金額	判 定	該 当 非 該 当			
		円	銭	円	円	銭	円					
			0				0					
2. 株式等保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である			
		総資産価額(第5表の①の金額)	株式等の価額の合計額(第5表の⑦の金額)		株式等保有割合(②/①)							
		①	千円		②	千円		③	%			
									判 定			
									該 当 非 該 当			
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準				
		総資産価額(第5表の①の金額)	土地等の価額の合計額(第5表の⑧の金額)		土地保有割合(⑤/④)		会社の規模の判定(該当する文字を○で囲んで表示します。)					
		④	千円		⑤	千円		⑥		%		
										判 定		
									該 当 非 該 当			
4. 開業後3年未満の会社等		判 定 要 素		判 定 基 準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない				
		開業年月日	年 月 日		判 定		判 定		判 定			
							該 当		非 該 当			
(2)比準要素数0の会社		直前期末を基とした判定要素						判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) ・ でない(非該当)			
		第4表の⑥の金額	第4表の⑦の金額	第4表の⑧の金額								
		判 定 要 素	円	銭	円	円		判 定	判 定			
				0								該 当 非 該 当
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判 定		
		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当					該 当	非 該 当	
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社		2. 株式等保有特定会社		3. 土地保有特定会社				4. 開業後3年未満の会社等		
		5. 開業前又は休業中の会社		6. 清算中の会社								
		該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。										

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1. 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の㉔、㉕又は㉖の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉑の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉒の記載がある場合のその金額)	平成三十年一月一日以降用)		
		①	円	②	円		③	円
	1株当たりの株式の価額の計算	区分	1株当たりの価額の算定方法			1株当たりの価額	円	
		大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)			④	円	
		中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額 Lの割合 (円×0.) + (円×(1-0.))	②の金額 (③の金額があるときは③の金額) Lの割合	⑤	円		
		小会社の株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円×0.50) + (円×0.50) = 円			⑥	円	
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥)	1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額		円	
		課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥(⑦)があるときは⑦) 円+	割当株式1株当たりの払込金額 円×	1株当たりの割当株式数 株	1株当たりの割当株式数又は交付株式数 株	修正後の株式の価額 円	
	2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 千円	直前期末の発行済株式数 株	直前期末の自己株式数 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨÷50円) 株	1株当たりの資本金等の額 (⑨÷(⑩-⑪)) 円	
		直前期末以前2年	事業年度	⑭年配当金額 千円	⑮左のうち非経常的な配当金額 千円	⑯差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮) 千円	年平均配当金額 千円	
直前期		千円	千円	千円	千円	⑰ (⑭+⑮)÷2 千円		
直前々期		千円	千円	千円	千円	千円		
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑰) 千円 ÷		⑲の株式数 株 =	円	銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
配当還元価額	⑱の金額 円	⑲の金額 円	⑳	円	円	⑲の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。		
3. 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)			⑳	円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	㉑ (配当還元方式の場合は㉒)の金額 割当株式1株当たりの払込金額 円 - 円			㉓	円		株式の評価額 円
	株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	㉑ (配当還元方式の場合は㉒)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)			㉓	円		株式に関する権利の評価額 (円 銭)
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	㉑ (配当還元方式の場合は㉒)の金額			㉓	円		円

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評價明細書)

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		直前期末の資本金等の額 ① 千円	直前期末の発行済株式数 ② 株	直前期末の自己株式数 ③ 株	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③)) ④ 円	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円) ⑤ 株			
直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額					比準要素1の会社・比準要素0の会社の判定要素の金額				
事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑦-⑧)	年平均配当金額	⑨ 円	⑩ 銭			
直前期	千円	千円	千円	⑨(⑦+⑧)÷2	⑩ 円	⑪ 銭			
直前々期	千円	千円	千円	⑩(⑦+⑧)÷2	1株(50円)当たりの年配当金額(⑩)の金額				
直前々期の前期	千円	千円	千円		⑪ 円	⑫ 銭			
直前期末以前2(3)年間の利益金額					比準要素1の会社・比準要素0の会社の判定要素の金額				
事業年度	⑬ 法人税の課税所得金額	⑭ 非経常的な利益金額	⑮ 受取配当等の益金不算入額	⑯ 左の所得税額	⑰ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑱ 差引利益金額(⑰-⑱+⑲-⑲+⑲)			
直前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
直前期末(直前々期末)の純資産価額					比準要素1の会社・比準要素0の会社の判定要素の金額				
事業年度	⑲ 資本金等の額		⑳ 利益積立金額	㉑ 純資産価額(⑲+⑳)	㉒ 円	㉓ 銭			
直前期	千円		千円	千円	千円	千円			
直前々期	千円		千円	千円	千円	千円			
3. 類似業種比準価額の計算					1株(50円)当たりの比準価額				
1株(50円)当たり株の比準価額の計算	類似業種と業種目番号	(No.)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	
	類似業種の課税時期の属する月	⑲ 月	⑳ 円	評議会	㉒ 円	㉓ 銭	㉔ 円	※ $㉒ \times ㉔ \times 0.7$ ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)	
	類似業種の課税時期の属する月の前月	㉕ 月	㉖ 円	類似業種	B	円	銭		㉗ 円
	類似業種の課税時期の属する月の前々月	㉘ 月	㉙ 円	要素別比準割合	㉚	㉛	㉜		㉝
	類似業種の前年平均株価	㉞ 円	計算		比準割合	$\frac{㉒ + ㉓ + ㉔}{3} = ㉞$			
	類似業種の課税時期の属する月以前2年間の平均株価	㉟ 円	計算		比準割合	$\frac{㉒ + ㉓ + ㉔}{3} = ㉞$			
類似業種の株価	A(⑲, ⑳, ㉕, ㉖, ㉘, ㉙のうち最も低いもの)	⑳ 円		比準割合	$\frac{㉒ + ㉓ + ㉔}{3} = ㉞$			㉟ 円	
1株当たりの比準価額		比準価額(㉟)と⑳とのいずれか低い方)		円		0銭	×	④の金額	㊱ 円
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(㉟)		1株当たりの配当金額		修正比準価額		㊲ 円	
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額(㉟) (㉟)があるときは(㉟)		割当株式1株当たりの払込金額		1株当たりの割当株式数		1株当たりの割当株式数又は交付株式数	修正比準価額 ㊲ 円

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

平成三十年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1. 純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の㉔、㉕又は㉖の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉑の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の㉒の記載がある場合のその金額)		
		①	円	②	円	③	円
1株当たりの価額の計算	株式の区分	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額	
		比準要素数1の会社の株式	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 円×0.25+(②の金額(③の金額があるときは③の金額) 円×0.75)= 円			④	円
		株式等保有特定会社の株式	(第8表の㉓の金額)			⑤	円
		土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥	円
		開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦	円
		開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧	円
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧)	1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額			
		円	円	⑨	円		
株式の価額の修正	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤、⑥、⑦又は⑧)	割当株式1株当たりの私込金額	1株当たりの割当株式数	1株当たりの割当株式数又は交付株式数	修正後の株式の価額	
		円+	円×	株)÷	(1株+ 株)	⑩	円
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	直前期末の自己株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪÷50円)	1株当たりの資本金等の額 (⑪÷(⑫-⑬))	
	直前配当金	⑭ 年配当金額 千円	⑮ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮) 千円	年平均配当金額 ⑰ (⑭+⑯)÷2 千円		
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額(⑰) ⑱の株式数 ⑲		千円 ÷ 株 = 円		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
	配当還元価額	⑳の金額 円	㉑の金額 円	㉒ 円	㉓ 円	㉔の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。	
	配当還元価額	㉕の金額 10% × ㉖の金額 50円 = 円		㉗ 円	㉘ 円		
3. 株式に関する権利の価額	1及び2に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭)-(円 銭)	㉙ 円	㉚ 円	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通) 株式の評価額 (円 銭) 株式に関する権利の評価額 (円 銭)	
		株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)	㉛(配当還元方式の場合は㉜)の金額 円	㉜ 円	㉝ 円		
		株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)	㉞(配当還元方式の場合は㉜)の金額(課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	㉞ 円	㉟ 円		
		株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)	㊱(配当還元方式の場合は㉜)の金額	㊱ 円	㊲ 円		

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

平成三十年一月一日以降用

1. 受取配当金等 取受割合の計算	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)	受取配当金等取受割合 (⑦÷(③+④)) ※小数点以下3位未満切り捨て					
	受取配当金等の額	千円	千円	千円	②					
	営業利益の金額	千円	千円	千円						
①-③の金額	1株(50円)当たりの年配当金額(第4表の⑩)		受取配当金等取受割合 (⑦)	③の金額 (③×⑦)	①-③の金額 (③-④)					
	③	円	銭	④	⑤					
③-④の金額	1株(50円)当たりの年利益金額(第4表の⑥)		⑥の金額 (⑥×⑦)	⑦の金額 (⑦×⑧)	③-④の金額 (⑥-⑦)					
	⑥	円		⑧	円					
①-④の金額	(イ) 1株(50円)当たりの純資産価額(第4表の⑩)	直前期末の株式等の帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額(帳簿価額)	(イ)の金額 (⑨×(⑩÷⑪))						
	⑨	円	千円	⑫						
	(ロ) 利益積立金額(第4表の⑫の「直前期」欄の金額)	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の⑤の株式数)	受取配当金等取受割合 (⑦)	(ロ)の金額 (⑬÷⑭)×⑦						
⑬	千円	株		⑮						
⑩の金額(⑫+⑬)		①-④の金額(③-④)		(注) 1 ⑦の割合は、1を上限とします。 2 ⑮の金額は、⑩の金額(⑨の金額)を上限とします。						
⑩		⑮								
1株(50円)当たり の株 価 額 の 修 正 計 算	類似業種と業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額			
	課税時期の属する月	①	評議会	⑤	⑧	⑩	⑬			
	課税時期の属する月の前々月	②	類似業種	B	0	0	0			
	課税時期の属する月の前々々月	③	要素別比準割合	(⑤) B	(⑧) C	(⑩) D	(⑬) D			
	前年平均株価	④	比準割合	$\frac{⑤}{B} + \frac{⑧}{C} + \frac{⑩}{D} = ⑮$						
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑤	計算	⑮						
	A(①、②、③、④、⑤のうち最も低いもの)	⑥	計算	⑮						
	類似業種と業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額			
	課税時期の属する月	①	評議会	⑤	⑧	⑩	⑬			
	課税時期の属する月の前々月	②	類似業種	B	0	0	0			
課税時期の属する月の前々々月	③	要素別比準割合	(⑤) B	(⑧) C	(⑩) D	(⑬) D				
前年平均株価	④	比準割合	$\frac{⑤}{B} + \frac{⑧}{C} + \frac{⑩}{D} = ⑮$							
課税時期の属する月以前2年間の平均株価	⑤	計算	⑮							
A(①、②、③、④、⑤のうち最も低いもの)	⑥	計算	⑮							
1株当たりの比準価額	比準価額(⑮と⑯とのいずれか低い方)		円		0銭	×	第4表の④の金額 50円	⑰	円	
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		比準価額(⑰)		1株当たりの配当金額		修正比準価額 ⑱		円	
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合		比準価額(⑰) (⑲)があるときは⑳)		割当株式1株当たりの私込金額		1株当たりの割当株式数 又は交付株式数		修正比準価額 ㉑	円
			(円 +		円 銭 ×		株) ÷ (1株 +		株)	

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

平成三十年一月一日以降用

1. S ₁ の価額	純資産価額 (相続税評価額)	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)	課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑦の金額)	差引 (①-②)
		① 千円	② 千円	③ 千円
		帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)	株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑧+⑨-⑩)の金額(注)	差引 (④-⑤)
		④ 千円	⑤ 千円	⑥ 千円
		評価差額に相当する金額 (③-⑥)	評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③-⑧)
		⑦ 千円	⑧ 千円	⑨ 千円
		課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)	課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額(相続税評価額) (⑨÷⑩)	(注) 第5表の⑧及び⑨の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。
	⑩ 株	⑪ 円		
	1株当たりのS ₁ の金額の計算の基となる金額	修正後の類似業種比準価額 (第7表の⑬、⑭又は⑮の金額)	修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)	
	⑫ 円	⑬ 円		
1株当たりのS ₁ の金額の計算	区分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法		1株当たりのS ₁ の金額
	比準要素数1である会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.25) + (円×0.75) = 円		⑭ 円
	大会社のS ₁ の金額	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額)		⑮ 円
	中会社のS ₁ の金額	⑫と⑬とのいずれか低い方の金額 Lの割合 ⑬の金額 Lの割合 [(円×0.)] + [(円×(1-0.))]		⑯ 円
	小会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑭の金額 (円×0.50) + (円×0.50) = 円		⑰ 円
2. S ₂ の価額	課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第5表の⑯の金額)	株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑰+⑱-⑲)の金額(注)	株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑳-㉑)	㉒の評価差額に対する法人税額等相当額 (㉑×37%)
	⑳ 千円	㉑ 千円	㉒ 千円	㉓ 千円
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑳-㉒)	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の㉒の株式数)	S ₂ の金額 (㉓÷㉒)	(注) 第5表の⑧及び⑨の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。
㉔ 千円	㉕ 株	㉖ 円		
3. 株式等保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額(第5表の①の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑫、⑬、⑭又は⑰)+⑳	
	㉗ 円	㉘ 円	㉙ 円	

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（抜粋）

（単位：円）

業種目		B 番号	C 配当金額	D 利益金額	簿価 純資産 価額	A (株価)	A (株価) 【上段：各月の株価、 下段：課税時期の属する月以前 2年間の平均株価】			
						前年 平均	本年 1月分	2月分	3月分	4月分
小売業		79	3.9	27	198	302	324 305	327 307	334 309	326 311
各種商品小売業		80	2.9	25	185	269	292 288	290 289	290 289	283 288
織物・衣服・身の 回り品小売業		81	5.8	28	213	326	330 337	331 338	328 339	317 339
飲食料品小売業		82	4.2	31	222	296	322 298	325 300	323 302	316 303
機械器具小売業		83	4.2	29	194	279	297 280	308 282	322 285	310 286
その他の小売業		84	3.6	26	191	305	335 306	335 308	345 311	340 313
医薬品・化粧品 小売業		85	4.8	41	223	505	577 492	573 498	597 504	595 510
その他の小売業		86	3.3	22	182	249	267 254	269 256	274 257	268 258
無店舗小売業		87	2.4	19	185	364	378 356	390 360	409 364	396 367

（注） 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

業種目別株価等一覧表（参考）

（単位：円）

業種目		B 配当 金額	C 利益 金額	D 簿価 純資産 価額	A（株価）									
大分類	番号				3月分					4月分				
					①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
					課税時期 の属する 月以前 2年間の 平均株価	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月	課税時期 の属する 月以前 2年間の 平均株価	前年 平均 株価	課税時期 の属する 月の 前々月	課税時期 の属する 月の前月	課税時期 の属する 月
小売業	79	3.9	27	198	309	302	324	327	334	311	302	327	334	326
各種商品小売業	80	2.9	25	185	289	269	292	290	290	288	269	290	290	283
織物・衣服・身の 回り品小売業	81	5.8	28	213	339	326	330	331	328	339	326	331	328	317
飲食品小売業	82	4.2	31	222	302	296	322	325	323	303	296	325	323	316
機械器具小売業	83	4.2	29	194	285	279	297	308	322	286	279	308	322	310
その他の小売業	84	3.6	26	191	311	305	335	335	345	313	305	335	345	340
医薬品・化粧品 小売業	85	4.8	41	223	504	505	577	573	597	510	505	573	597	595
その他の小売業	86	3.3	22	182	257	249	267	269	274	258	249	269	274	268
無店舗小売業	87	2.4	19	185	364	364	378	390	409	367	364	390	409	396

（注） 上記業種目別株価等の数値は、仮定の数値である。

倍 率 表

市区町村名：武蔵村山市

立川税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
き	岸2～5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—	中	15中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
さ	残堀3・4丁目	市街化調整区域	50	1.0	—	中	14中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
ち	中央5丁目	市街化調整区域	—	—	—	中	40	—			
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
な	中藤2～5丁目	市街化調整区域	50	1.1	—	中	14中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
	中原4・5丁目	市街化調整区域	—	—	—	中	14	—	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
ほ	本町3～6丁目	市街化調整区域	50	1.1	中	14中	14中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
み	三ッ木3～5丁目	市街化調整区域	50	1.2	—	中	15中	40	—		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
	上記以外の地域	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準			

○配偶者居住権等の評価明細書

配偶者居住権等の評価明細書

所有者	建物	(被相続人氏名) (① 持分割合)	(配偶者氏名) (持分割合)	所在地番 (住居表示)	
	土地	(被相続人氏名) (② 持分割合)	(共有者氏名) (持分割合)	(共有者氏名) (持分割合)	
居住建物の内容	建物の耐用年数	(建物の構造) ※裏面(参考1)参照			年 (③)
	建築後の経過年数	(建築年月日)	(配偶者居住権が設定された日)		年 (④)
	建物の利用状況等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計			m ² (⑤)
		建物の床面積の合計			m ² (⑥)
の配偶者居住年数等	〔存続期間が終身以外の場合の存続年数〕 (配偶者居住権が設定された日) (存続期間満了日) ④ ____年____月____日 から ____年____月____日 … ____年 (6月以上の場合は1年6月未満の場合は切捨て)			存続年数(㉔) 年 (⑦)	
	〔存続期間が終身の場合の存続年数〕 (平均余命) ⑥ (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢) ※裏面(参考2)参照 ____歳(生年月日____年____月____日、性別____) … ____年 (㉔と⑥のいずれか短い年とし、⑥がない場合は⑦の年数)			複利現価率 ※裏面(参考3)参照 0. (⑧)	
評価の基礎となる価額	建物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑨)
		共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑩)
		相続税評価額 (⑩の相続税評価額) (①持分割合)			円 (⑪) (円未満四捨五入)
	土地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑫)
		共有でないものとした場合の相続税評価額			円 (⑬)
		相続税評価額 (⑬の相続税評価額) (②持分割合)			円 (⑭) (円未満四捨五入)

(令和二年四月一日以降用)

○配偶者居住権の価額

(⑨の相続税評価額)	円	(⑤賃貸以外の床面積) (⑥居住建物の床面積) (①持分割合)	円 (⑮) (円未満四捨五入)
円 × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$ × _____			
(⑮の金額)	(⑩の金額)	(③前用年数-④経過年数-⑦存続年数) (③耐用年数-④経過年数) (③複利現価率)	円 (⑯) (円未満四捨五入)
円 - 円 × $\frac{\text{---}}{\text{---}}$ × 0.			

○居住建物の価額

(⑪の相続税評価額)	(⑭配偶者居住権の価額)	円 (⑰)
円 - 円		

○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額

(⑭の相続税評価額)	円	(⑤賃貸以外の床面積) (⑥居住建物の床面積) (①と②のいずれか低い持分割合)	円 (⑱) (円未満四捨五入)
円 × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$ × _____			
(⑱の金額)	(⑱の金額)	(③複利現価率)	円 (⑲) (円未満四捨五入)
円 - 円 × 0.			

○居住建物の敷地の用に供される土地の価額

(⑪の相続税評価額)	(⑲敷地利用権の価額)	円 (⑳)
円 - 円		

備考	
----	--

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

2. 奥行価格補正率表等

付表 1

奥行価格補正率表

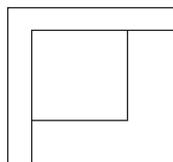
地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区
4 未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4 以上 6 未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 〃 8 〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 〃 10 〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 〃 12 〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 〃 14 〃	0.91	1.00	1.00	1.00		0.97	0.97
14 〃 16 〃	0.92				0.98	0.98	
16 〃 20 〃	0.93				0.99	0.99	
20 〃 24 〃	0.94				1.00	1.00	
24 〃 28 〃	0.95						0.97
28 〃 32 〃	0.96		0.98		0.95		
32 〃 36 〃	0.97		0.96	0.97	0.93		
36 〃 40 〃	0.98		0.94	0.95	0.92		
40 〃 44 〃	0.99		0.92	0.93	0.91		
44 〃 48 〃	1.00		0.90	0.91	0.90		
48 〃 52 〃		0.99	0.88	0.89	0.89		
52 〃 56 〃		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 〃 60 〃		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 〃 64 〃		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 〃 68 〃		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 〃 72 〃		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 〃 76 〃		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 〃 80 〃		0.92	0.81	0.82			
80 〃 84 〃		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 〃 88 〃		0.88		0.80			
88 〃 92 〃		0.86			0.81	0.90	
92 〃 96 〃	0.99	0.84					
96 〃 100 〃	0.97	0.82					
100 〃	0.95	0.80			0.80		

付表 2

側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表 3

二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表 4

地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
高度商業地区	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表 5

不整形地補正率表

地区区分 かげ地割合	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、 中小工場地区			普通住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% 〃	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% 〃	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% 〃	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% 〃	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% 〃	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% 〃	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% 〃	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% 〃	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% 〃	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% 〃	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% 〃	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) 1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。

2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。

$$\text{「かげ地割合」} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

付表 6

間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 〃 8 〃	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 〃 10 〃	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 〃 16 〃	0.97					1.00	0.97
16 〃 22 〃	0.98						0.98
22 〃 28 〃	0.99						0.99
28 〃	1.00						1.00

付表7

奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
	2以上 3未満	1.00	1.00	0.98	1.00
3 " 4 "	0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "	0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "	0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "	0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "	0.92			0.92	
8 "	0.90		0.90		

付表8

がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
	0.10以上	0.96	0.95	0.94
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

付表9

特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40以上	0.80
0.70以上	0.70

(注) がけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率にがけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。

都市計画道路予定地の区域内にある宅地に係る補正率

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・併用住宅地区				普通住宅地区、 中小工場地区、 大工場地区		
	700%未満	700%以上	300%未満	300%以上 400%未満	400%以上 500%未満	500%以上	200%未満	200%以上 300%未満	300%以上
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。
規模格差補正率

$$\frac{\text{A} \times \text{B} + \text{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8 \text{ (小数点以下 2 位未満切捨)}$$

(1) 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	③	④
500以上 1,000未満	0.95	25
1,000 ℥ 3,000 ℥	0.90	75
3,000 ℥ 5,000 ℥	0.85	225
5,000 ℥	0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	③	④
1,000以上 3,000未満	0.90	100
3,000 ℥ 5,000 ℥	0.85	250
5,000 ℥	0.80	500

3. 奥行価格補正率表等（学習用）

● 使用 方 法 ●

奥行価格補正率表等（学習用）は、財産評価に必要な補正率等をまとめてあります。

切り取り線に従って以降のページを切り放し、必要に応じて、ご参照下さい。

付表 1 奥行価格補正率表

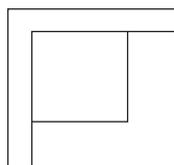
地区区分 奥行距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区
4 未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4 以上 6 未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 〃 8 〃	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 〃 10 〃	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 〃 12 〃	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 〃 14 〃	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 〃 16 〃	0.92	1.00			1.00	1.00	0.98
16 〃 20 〃	0.93		1.00	1.00			1.00
20 〃 24 〃	0.94	1.00			1.00	1.00	
24 〃 28 〃	0.95		1.00	1.00			1.00
28 〃 32 〃	0.96	1.00			1.00	1.00	
32 〃 36 〃	0.97		1.00	1.00			1.00
36 〃 40 〃	0.98	1.00			1.00	1.00	
40 〃 44 〃	0.99		1.00	1.00			1.00
44 〃 48 〃	1.00	1.00			1.00	1.00	
48 〃 52 〃			1.00	1.00			1.00
52 〃 56 〃	1.00	1.00			1.00	1.00	
56 〃 60 〃			1.00	1.00			1.00
60 〃 64 〃	1.00	1.00			1.00	1.00	
64 〃 68 〃			1.00	1.00			1.00
68 〃 72 〃	1.00	1.00			1.00	1.00	
72 〃 76 〃			1.00	1.00			1.00
76 〃 80 〃	1.00	1.00			1.00	1.00	
80 〃 84 〃			1.00	1.00			1.00
84 〃 88 〃	1.00	1.00			1.00	1.00	
88 〃 92 〃			1.00	1.00			1.00
92 〃 96 〃	1.00	1.00			1.00	1.00	
96 〃 100 〃			1.00	1.00			1.00
100 〃	0.95	0.80			0.80	0.80	



付表2 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

(注) 準角地とは、次図のように一系統の路線の屈折部の内側に位置するものをいう。



付表3 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業・併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

付表4 地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
高度商業地区	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街地区	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場地区	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

付表5 不整形地補正率表

地区区分 かげ地割合	高度商業地区、繁華街地区、 普通商業・併用住宅地区、 中小工場地区			普通住宅地区		
	地積区分 A	B	C	A	B	C
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% 〃	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% 〃	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% 〃	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% 〃	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% 〃	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% 〃	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% 〃	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% 〃	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% 〃	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% 〃	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% 〃	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

(注) 1 不整形地の地区区分に応ずる地積区分は、付表4「地積区分表」による。

2 かげ地割合は次の算式により計算した割合による。

$$\text{「かげ地割合」} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{不整形地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

付表6 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街 地区	高度商業 地区	繁華街 地区	普通商業 ・併用 住宅地区	普通住宅 地区	中小工場 地区	大工場 地区
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 〃 8 〃	—	0.97		1.00	0.97	0.97	0.90
8 〃 10 〃	0.95	1.00	1.00				
10 〃 16 〃	0.97			1.00	1.00	1.00	0.95
16 〃 22 〃	0.98	1.00	1.00				
22 〃 28 〃	0.99			1.00	1.00	1.00	0.95
28 〃	1.00	1.00	1.00				

付表7 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
	2以上 3未満	1.00	1.00	0.98	1.00
3 " 4 "	0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "	0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "	0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "	0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "	0.92			0.92	
8 "	0.90		0.90		

付表8 かけ地補正率表

かけ地の方位 かけ地地積 総地積	南	東	西	北
	0.10以上	0.96	0.95	0.94
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

付表9 特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総地積	補正率
0.10以上	0.90
0.40以上	0.80
0.70以上	0.70

(注) かけ地補正率の適用がある場合においては、この表により求めた補正率にかけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とする。ただし、その最小値は0.50とする。

都市計画道路予定地の区域内にある宅地に係る補正率

地区区分 容積率 地積割合	ビル街地区、 高度商業地区		繁華街地区、普通商業・併用住宅地区				普通住宅地区、 中小工場地区、 大工場地区		
	700%未満	700%以上	300%未満	300%以上 400%未満	400%以上 500%未満	500%以上	200%未満	200%以上 300%未満	300%以上
30%未満	0.88	0.85	0.97	0.94	0.91	0.88	0.99	0.97	0.94
30%以上60%未満	0.76	0.70	0.94	0.88	0.82	0.76	0.98	0.94	0.88
60%以上	0.60	0.50	0.90	0.80	0.70	0.60	0.97	0.90	0.80

(注) 地積割合とは、その宅地の総地積に対する都市計画道路予定地の部分の地積の割合をいう。

規模格差補正率

$$\frac{\text{A} \times \text{B} + \text{C}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8 \text{ (小数点以下2位未満切捨)}$$

(1) 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	③	④
500以上 1,000未満	0.95	25
1,000 〃 3,000 〃	0.90	75
3,000 〃 5,000 〃	0.85	225
5,000 〃	0.80	475

(2) 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 地積㎡ 記号	普通商業・併用住宅地区、 普通住宅地区	
	③	④
1,000以上 3,000未満	0.90	100
3,000 〃 5,000 〃	0.85	250
5,000 〃	0.80	500